

預金商品説明書（貯蓄預金）

平成 24 年 7 月 25 日現在

1. 商品名	・ 貯蓄預金
2. 販売対象	・ 個人のみ。
3. 期間	・ 期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 随時預け入れできます。 （キャッシュカードによる入金もできます。） ・ 1 円以上。 ・ 1 円単位。
5. 払戻方法	・ 随時払戻しできます。 （キャッシュカードによる支払いもできます。）
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利。 ・ 20 万円未満、20 万円以上 50 万円未満、50 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 300 万円未満、300 万円以上 500 万円未満、500 万円以上の 6 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用いたします。 ・ 年 2 回（2 月、8 月の第 3 月曜日）元金に組み入れます。 ・ 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割り計算。
7. 税金	・ 個人の利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手数料	・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただくことがあります。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。）
9. 付加できる特約事項	・ 申込によりキャッシュカードが利用できます。 ・ 法令に定められた条件を満たせば、マル優の取扱ができます。
10. 期限前解約時の 取扱い	・ 中途解約の取扱いはありません。
11. 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、本支店またはお客様相談室（9 時～17 時、電話：0166-26-1161）へお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：011-221-3273）、全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）でも苦情等のお申し出を受け付けています。

預金商品説明書（貯蓄預金）

	くわしくは、上記お客様相談室へご相談ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置・運営する仲裁センター等、ならびに、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、北海道地区しんきん相談所（9時～17時、電話：011-221-3273）、または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。 上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。
13. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払および給与・年金・配当金・公社債元利金等の受取にはご利用できません。 ・総合口座の取扱いはできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）